

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百四十六号)

(傍線部は改正部分)

改正案

現行

<p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める</p> <p>平成十三年 月 日</p> <p>国土交通大臣 林 寛子</p> <p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>第一 建築基準法(以下「法」という。)(第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 構造用鋼材及び鋳鋼</p> <p>二 高力ボルト及びボルト</p> <p>三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの</p> <p>四 略</p> <p>第二略</p> <p>第三略</p> <p>別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)</p>	<p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める</p> <p>平成十三年 月 日</p> <p>国土交通大臣 林 寛子</p> <p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>第一 建築基準法(以下「法」という。)(第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 構造用鋼材及び鋳鋼</p> <p>二 高力ボルト及びボルト</p> <p>三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの</p> <p>四 略</p> <p>第二略</p> <p>第三略</p> <p>別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)</p>
---	---

<p>(3)</p> <p>第一号に掲げる建築材料</p> <p>日本工業規格(以下「JIS」という。)(A五五二五(鋼管ぐい)一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)一九九四、JIS E1101(普通レール及び分岐器用特殊レール)2100、JIS E1103(軽レール)一九九三、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)一九九五、JIS G3106(溶接構造用圧延鋼材)一九九四、JIS G3107(溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材)一九九四、JIS G3136(建築構造用圧延鋼材)一九九八、JIS G3138(建築構造用圧延鋼材)一九九八、JIS G3139(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九八、JIS G3141(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九四、JIS G3150(一般構造用軽量形鋼)一九八七、JIS G3152(一般構造用炭素鋼管)一九九四、JIS G3153(一般構造用溶接軽量H形鋼)一九九〇、JIS G3154(一般構造用炭素鋼管)一九九四、JIS G3155(一般構造用炭素鋼管)一九八八、JIS G3156(一般構造用炭素鋼管)一九九六、JIS G3157(建築構造用炭素鋼管)一九九六、JIS G5101(炭素鋼鋳鋼品)一九九一、JIS G5102(溶接構造用鋳鋼品)一九九一又はJIS G5201(溶接構造用遠心力鋳鋼管)一九九一</p>	<p>(3)</p> <p>第一号に掲げる建築材料</p> <p>日本工業規格(以下「JIS」という。)(A五五二五(鋼管ぐい)一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)一九九四、JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)一九九五、JIS G3106(溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材)一九九四、JIS G3107(溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材)一九九四、JIS G3136(建築構造用圧延鋼材)一九九八、JIS G3138(建築構造用圧延鋼材)一九九八、JIS G3139(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九八、JIS G3141(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九四、JIS G3150(一般構造用軽量形鋼)一九八七、JIS G3152(デックプレート)一九七九、JIS G3153(一般構造用溶接軽量H形鋼)一九九〇、JIS G3154(一般構造用炭素鋼管)一九九四、JIS G3155(一般構造用炭素鋼管)一九八八、JIS G3156(一般構造用炭素鋼管)一九九六、JIS G3157(建築構造用炭素鋼管)一九九六、JIS G5101(炭素鋼鋳鋼品)一九九一、JIS G5102(溶接構造用鋳鋼品)一九九一又はJIS G5201(溶接構造用遠心力鋳鋼管)一九九一</p>
<p>第一二号に掲げる建築材料</p> <p>JIS G三五〇二(ピアノ線材)一九九六、JIS G三五〇六(硬鋼線材)一九九六、JIS G三五二五(ワイヤロープ)一九九八、JIS G三五四六(異形線ロープ)二〇〇〇又はJIS G三五四九(構造用ワイヤロープ)二〇〇〇</p>	<p>第一二号に掲げる建築材料</p> <p>JIS G三五二五(ワイヤロープ)一九九八又はJIS G三五四六(異形線ロープ)二〇〇〇</p>

第一第四号に掲げる建築材料（第一第十三号に掲げる建築材料） 別表第二 略	第一第四号に掲げる建築材料（第一第十三号に掲げる建築材料） 別表第二 略
別表第三 略	別表第三 略

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 略</p> <p>第一節 略</p> <p>第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十條の二・第二十條の三）</p> <p>第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置（第二十條の四―第二十條の七）</p> <p>第二節 略</p> <p>第二節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三條の二 法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項（法第八十七條第一項及び法第八十七條の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七條第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七條の二において準用する場合にあつては第二号。以</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 略</p> <p>第一節 略</p> <p>第一節の二 換気設備（第二十條の二・第二十條の三）</p> <p>第二節 略</p> <p>第二節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三條の二 法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項（法第八十七條第一項及び法第八十七條の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七條第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七條の二において準用する場合にあつては第二号。以</p>